

関係各位

厚生労働省医政局総務課
健康局結核感染症課

「新型コロナ患者等の入院受入医療機関への緊急支援（令和3年度）」のご案内について

日頃より、新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

感染者の増加により新型コロナ患者を受け入れる病床が一部の地域で逼迫している中で、さらに必要となる新型コロナ患者の病床と人員を確保するため、令和2年度の緊急支援に引き続き、新型コロナ患者の即応病床を割り当てられた医療機関に対して、新型コロナ対応を行う医療従事者を支援して受入体制を強化するための補助を行います。

対象医療機関において申請いただけますよう、関係者に周知するようお願いいたします。

概要

○対象医療機関

病床逼迫と判断した都道府県が国に申し出て、国が認めた場合※、当該都道府県において、12/25 から 5/5 までの間に、新型コロナ患者等の即応病床を割り当てられている医療機関

※ 都道府県が 12/25 以降に行った申出は効果を継続

○補助基準額

即応病床数（令和2年度の「新型コロナ患者等の入院受入医療機関への緊急支援」の補助を受けていない病床に限る）に応じた補助（①～③の合計額）

- ① 新型コロナ患者の重症者病床数×1,500万円
- ② 新型コロナ患者のその他病床数×450万円
＜①・②の新規病床の加算＞
 - ・ 12/25 以降に緊急事態宣言が発令された都道府県
12/25 から 5/5 までの間に新たに割り当てられた即応病床数×450万円
 - ・ 上記以外の都道府県
12/25 から 5/5 までの間に新たに割り当てられた即応病床数×300万円
- ③ 協力医療機関の疑い患者病床数×450万円

○交付申請書の提出期限 5/5（郵送必着）

添付資料

- 概要資料
- 医療機関向けの案内文書
- Q & A

※ 申請書、申請方法等の詳細は、厚生労働省ホームページ(以下の URL)をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index_00015.html